

役員に対する報酬等の支給の基準の変更について

平成25年12月17日

非常勤役員手当の変更

平成25年10月1日より、常勤監事1名、非常勤監事1名であった体制が、非常勤監事2名の体制となることになった。この体制においても、法人業務に関する円滑な監査等、適切な内部統制を遺漏なく確保するため、非常勤監事の勤務体制を、週に数回程度とする必要があることから、月額支給を日額支給に変更するもの。

日本スポーツ振興センター

関係法令等

○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抄)

(役員の報酬等)

第五十二条

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 役員報酬規則 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変更後	変更前
第1～7条 (略) (非常勤役員手当) 第8条 非常勤役員手当は、 <u>日額</u> 17,000円とする。	第1～7条 (略) (非常勤役員手当) 第8条 非常勤役員手当は、 <u>月額</u> 17,000円とする。
第9条～11条 (略)	第9条～11条 (略)

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。